

熊本県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和2年（2020年）9月2日から令和2年（2020年）10月9日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年（2021年）6月4日

熊本県監査委員 福島 誠 治  
 同 竹 中 潮  
 同 内 野 幸 喜  
 同 高 野 洋 介

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
農 林 水 産 部 水 産 研 究 センター	<p>（最低制限価格の算定誤りについて）</p> <p>庁舎清掃業務委託の一般競争入札において、最低制限価格を誤って入札を行った結果、本来の落札者とは異なる業者が落札していたことが判明したため、落札者を変更している。</p> <p>最低制限価格の算定について、組織的なチェックを徹底し、再発防止に努めること。</p>	<p>今回の最低制限価格の算定を誤った原因は、予定価格調書中、入札書比較価格（税抜き）を算定する際に適用する消費税等率について、年度途中での税率改正（令和元年(2019年)10月:8%→10%）を反映していなかったことである。</p> <p>このため、次の改善措置等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札書比較価格（税抜き）①と積算金額（税抜き）②は一致するため、予定価格調書の様式に積算金額（税抜き）②も余白に記載し、予定価格調書内で①②の比較・確認ができるようにする。</li> <li>・今後、消費税等率が改正された場合、所属において予定価格調書の入札書比較価格算定式中に消費税等率もきちんと反映させる。</li> </ul> <p>なお、当該課題を踏まえて、農林水産政策課からも部内所属へ文書により、入札手続を行う際には、慎重かつ正確に行うとともに、入札事務担当者のみでなく入札担当課長（班長）等複数人での確認を行うよう注意喚起を行った。</p>